



三重県感染症予防計画中間案に対する意見への対応
及び最終案における修正箇所等について

感染症予防計画にかかる意見募集の実施概要

パブリックコメント

期間：令和5年12月12日（火）から令和6年1月10日（水）

周知方法：・三重県ホームページ

- ・感染症対策課及び三重県情報公開・個人情報総合窓口での資料配布
- ・県内保健所での資料配布

関係機関への意見照会

期間：令和5年12月12日（火）から令和6年1月10日（水）

対象：市町（消防本部を含む）・三重県保険者協議会

感染症予防計画にかかる意見募集の結果

- ・パブリックコメント：0件
- ・市町（消防本部を含む）：3件
- ・三重県保険者協議会：3件

【項目別内訳】

項目	意見件数※
全体	3
第3 本県における感染症患者の発生状況および新興感染症の発生・まん延時における医療等の現状	2
第12 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	1
第17 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、またはそのまん延を防止するための措置に必要な体制の確保に係る数値目標	1

三重県感染症予防中間案に対する意見への対応及び最終案における修正箇所等（1 / 3）

○市町からの意見および対応

頁	項目	ご意見の概要	対応
全般		<p>在宅の要介護者やその介護者が感染したという事例が多く発生し、対応に苦慮したケースも多くあった。<u>介護が必要な在宅療養者への対応等は、いかがか。</u></p>	<p>在宅療養者の体調悪化時等に、迅速かつ適切な医療が提供されるよう、健康フォローアップ体制ならびに、平時から医療機関と在宅療養者等への医療提供に係る医療措置協定を締結するなど、必要な医療提供体制を整備します。</p> <p>また、<u>在宅療養者（介護が必要な在宅療養者を含む）に対する生活支援については、市町や事業者とも連携のうえ、食料品や生活必需品の支給も含め、必要に応じた支援を実施します。</u></p> <p>なお、市町が在宅療養者等への支援を行うにあたって必要となる患者情報等については、個人情報保護に留意の上、市町に対して提供を行います。</p>
全般		<p>新型コロナウイルス感染症の対応では、刻々と変更する対応のなかで、各保健所管内で対応が異なる状況もありました。本計画では、<u>統一された内容で対応されるという認識でよろしいか。</u></p>	<p>県内 8 保健所は、本計画に基づき新興・再興感染症を含めた感染症対応を行うこととなります。</p> <p>本計画では、<u>基本的な考え方（対応方針）については、県内 8 保健所で統一したものとしております。</u></p> <p>しかしながら、<u>医療資源や感染状況は保健所によって異なることから、保健所が実施する感染症対策については、本計画の基本的な考え方のもと、地域特性をふまえ実施することとしています。</u></p>
52 57	<p>第12 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項</p> <p>第17 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、またはそのまん延を防止するための措置に必要な体制の確保に係る数値目標</p>	<p>新型コロナウイルス感染症では、<u>移送に関する課題があったと認識している。民間移送業者との協定について、目標値の設定は困難でしょうか。</u></p>	<p>新興感染症のまん延時には、在宅療養者や宿泊療養者が多く発生し、さまざまな場面で移送が必要となることが想定されることから、<u>保健所の移送能力を超える事態が発生した場合等に備え、協定の締結等を通じて、消防機関や民間事業者等（患者搬送業者・民間移送業者等）との連携強化を図ることとしています。</u></p> <p>移送体制の整備にあたっては、関係機関間の連携・役割分担が何よりも重要となることから、<u>定量・定性的な目標を設定することは難しいですが、いただいたご意見もふまえ、新興感染症の発生・まん延に備えた必要な移送体制の整備に取り組んでいきます。</u></p>

三重県感染症予防中間案に対する意見への対応及び最終案における修正箇所等（2 / 3）

○三重県保険者協議会からの意見および対応

頁	項目	ご意見の概要	対応
全般		<p>全体的に感染症が発生・まん延時の対策・施策に重点が置かれており、予防の対策の内容が薄い印象である。</p> <p>県民の命を守るという観点からすると、<u>感染症を「発生させない」ことが第一と思われるが、「発生させない」ことを重点に置いた対策を計画に入れることは難しいか。</u></p>	<p>県民の命を守る観点から、本計画では、感染症の予防およびまん延の防止に重点を置き、取り組む施策を記載しています。</p> <p><u>感染症の予防のための必要な取組については、本計画の第1「感染症対策推進の基本的な考え方」、第4「地域の実情に即した感染症の予防のための施策に関する事項」を中心に、食品衛生・環境衛生対策、感染症の国内への侵入防止や予防接種等の内容を記載しています。</u></p>
6 ～ 27	第3 本県における感染症患者の発生状況および新興感染症の発生・まん延時における医療等の現状	<p><u>新型コロナウイルス感染症に関し、従前策定されていた予防計画、予防対策が機能したかどうかの検証はなされているのかが知りたい。</u></p> <p>また、実施された計画、対策によりどの程度の感染者数・死者数を減らすことができたのかを検証し、計画のなかで説明すべきである。また、<u>対策が不十分であったのであれば、計画案でどう改善しているのかを説明する必要がある。</u></p>	<p>本計画では、第3「本県における感染症患者の発生状況および新興感染症の発生・まん延時における医療等の現状」において、<u>新型コロナウイルス感染症対応の振り返り・検証を行っています。</u></p> <p>また、本計画では、<u>新型コロナウイルス感染症への対応をふまえ、新興感染症の発生・まん延防止を図るため、以下の項目等を新たに設け、必要な取組を記載しています。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9の3「新興感染症に係る医療を提供する体制の確保」 ・第10「宿泊施設の確保に関する事項」 ・第11「自宅療養者等の療養生活の環境整備に関する事項」 ・第12「感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項」
12 ～ 27	第3 本県における感染症患者の発生状況および新興感染症の発生・まん延時における医療等の現状	<p>対応状況についての説明が病床使用率にて説明されているが、<u>最大入院患者数と最大病床使用率の数字の計算が合っていないため、患者の増加の推移と病床の確保の状況には時系列に差異があると思われる。</u></p> <p><u>今後の対策として、県民に正しい情報を伝える上でも、率ではなく、病床の確保数と入院患者数の具体的な数値をタイムリーに伝える必要があると思われる。</u></p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応においては、<u>令和2年8月より、入院患者数や即応病床数のほか、医療提供体制のひっ迫状況を把握するための指標として病床使用率等の情報を県ホームページにおいて公表してきました。</u></p> <p><u>いただいたご意見もふまえ、新興感染症発生時に、発生早期から正確な情報をタイムリーに関係機関や県民の皆様にご伝えることができるよう、平時から必要な取組を進めていきます。</u></p>

○その他修正箇所

頁	項目	修正内容	修正の趣旨
16 23 44 46	<p>第3 本県における感染症患者の発生状況および新興感染症の発生・まん延時における医療等の現状</p> <p>第9 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項</p>	<p>第3及び第9において、「消防本部」と記載のあるものを「消防機関」と修正しました。</p>	<p>より正確な表現への修正</p>

ご協議いただきたい事項

- 事務局案として提示した三重県感染症予防計画の最終案※について、ご意見・ご協議いただきたい。

※資料1 - 2をご確認ください。